

# 令和 7 年度

# 小出地区市民集会

市からの回答書

令和 7 年 9 月 28 日 (日)  
小出地区まちぢから協議会

## 令和7年度 小出地区市民集会回答書

	<p>家の前の道路が危険</p> <p>【回答】（道路管理課・安全対策課） 公道に樹木等の越境している場合、歩行者や自動車等の通行に支障となることがあります。また、越境や倒木が原因で事故が発生した場合、法律に基づき土地所有者等が責任を問われることがあります。これらのこと踏まえ、本市では土地所有者等の皆様にホームページなどを通じ、樹木等の適切な維持管理についてお願いするなど周知啓発に努めております。また、台風等による強風や大雨が予想される場合につきましては、道路管理者によるパトロールなどにより道路の安全確認を行っております。今後も道路管理者としてのパトロールを継続するとともに、土地所有者の皆様には強風や大雨後の現地の確認等のご協力をお願いするなど、市民の皆様が安全・安心して利用していただける道路の維持管理に努めてまいります。</p> <p>自転車の乗り方のルール・マナーにつきましては、幼児や小学生、中学生、高校生、一般の方々など、ライフステージに合わせた交通安全教室の実施や、広報ちがさきをはじめSNSによる情報発信、さらには、市内の市営自転車駐車場や自転車販売店等へのポスター掲示など、様々な広報媒体等を通じて周知啓発を行っているところです。</p> <p>こうした中で、道路は「歩行者が優先」であり、自転車で歩行者の近くを通過するときは、歩行者との間に安全な間隔を保つとともに、ゆっくり走ることなど、ルール・マナーの意識醸成に取り組んでいるところです。</p> <p>また、当該道路につきましては、令和6年度に同様のご意見があり、ご意見を頂いた方と現場立ち合い等をした中で、出来うる安全対策として、注意喚起の看板を設置した経緯がございます。</p> <p>今後につきましては、自転車の乗り方のルール・マナーに関する交通安全教育につきまして、市民の皆さま一人一人が自分事としてしっかりと意識を持っていただけるよう、より一層、一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会や茅ヶ崎警察署など関係機関等と連携し、周知啓発に取り組んでまいります。</p>
1-1	<p>道路改修のお願い</p> <p>【回答】（道路管理課） 現地にて舗装面の破損と道路集水溝の土砂堆積を確認いたしました。応急的な舗装の修繕と道路集水溝の清掃については、既に直営作業で対応させていただきました。なお、舗装路面の全面的な改修については、市内全域からの要望を踏まえ、調整を行いながら、順次対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>
1-2	<p>小出暫定広場駐車場の門へのミラー設置</p> <p>【回答】（スポーツ推進課） 〈駐車場から県道に合流する際の安全確保〉 御要望の『小出暫定スポーツ広場駐車場に入る門にミラー取り付け』については、小出暫定スポーツ広場駐車場から県道47号に合流する際、歩道上に低木及び街路樹もあることから県道を走行する車両等が確認しにくいという状況から御要望をいただき、また過去には事故の発生があったとも伺っております。</p> <p>市の管理する敷地内にミラーを設置した場合、県道47号との距離もあり、充分な確認ができるとは考えられないことから、設置する場合は県道の対面にある植栽帯若しくは歩道上の道路側が好ましいと考えます。</p> <p>当該地の道路及び歩道は神奈川県が管理する土地ですので設置には神奈川県に確認が必要となりますが、一報を入れたことで状況については神奈川県にも御認識いただいています。</p> <p>設置の流れについては、ミラーの仕様、設置場所とその効果について、検証ののち神奈川県と協議していくこととなります。</p>

## 令和7年度 小出地区市民集会回答書

	<p><b>大岡越前通りについての要望</b></p> <p><b>【回答】（道路管理課）</b></p> <p>市が管理する道路は、ご要望いただいた大岡越前通りをはじめ、約670キロメートルあり、その道路にある樹木は生育が進み、道路の通行空間の阻害や民地への越境、倒木による道路の通行止め等が市内の様々な場所で発生している状況です。</p> <p>それら市民生活に影響を及ぼす樹木については、緊急度合い等を踏まえ、直営作業による応急措置や、伐採等の委託により順次対応しているところであります、市民の皆様には、迅速な処置ができます、ご不便をおかけしております。</p> <p>市としては、市道にある樹木による市民生活への影響がなくなるよう、維持管理を継続してまいりますので、民有地にある樹木については、土地を所有している皆様、または管理されている皆様でのご対応をお願いいたします。大岡越前通りに関しましては、道路築造時に南側の丘陵地の擁壁を含め民有地となっております。民有地の樹木を含めた維持管理は所有者で適正に維持管理をしていただくことが原則ですので、今後も所有者の方で維持管理をお願いいたします。なお、樹木の越境や倒木が原因で事故が発生した場合、法律に基づき土地所有者等が責任を問われることについてもご理解いただきたいと考えます。</p> <p>次に、天神坂（旧県道）と合流する付近の路肩の段差につきましては、現地を確認し、路肩とアスファルトの間に段差があることを確認いたしましたので、直営作業による舗装を行い、路肩の段差解消を実施してまいります。</p>
1-4	<p><b>道路整備、管理の要望</b></p> <p><b>【回答】（道路管理課・道路建設課）</b></p> <p>①市道7560（天神坂）通学路760m整備の進捗状況について</p> <p>市道7560号線（通称：天神坂）は、平成23年3月に策定した「茅ヶ崎市道路整備プログラム」の歩道設置事業に計画として位置付けております。</p> <p>これまでの取組といたしましては、平成27年度に民地の土地利用に伴い、路線北側の一部区間、延長165mの用地買収を行い、平成28年度に暫定的な歩道整備を実施しました。また、令和4年度には、民地の土地利用に伴い、敷地内にある道路敷との交換により、路線南側の一部区間、延長約40mの歩道を整備しております。なお、路線での整備に向けた事業として、令和元年度に、延長670m区間の路線測量業務を行い、整備に必要な測量を実施しております。</p> <p>現在は、小出地区内で優先的に事業を進めている行谷芹沢線、市道7449号線、県の遊水地事業に関連する下寺尾芹沢線の道路改良事業や市道0110号線の歩道整備事業を実施しているため、本事業の進捗は図られておりませんが、今後も、他の路線の進捗状況を踏まえた上で早期事業実施に向け、関係部局と調整してまいります。</p> <p>②B路線東海岸一寒川線290m（みずき～県道47）の進捗状況について</p> <p>東海岸寒川線「みずき交差点～県道47号線」の区間については、延長290m、計画幅員12mで計画された都市計画道路であり、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」の第Ⅰ期整備区間に位置付けております。</p> <p>この路線は、平成27年度に路線測量、平成28年度から29年度にかけて道路詳細設計、令和元年度に用地測量を実施しております。</p> <p>こちらにつきましても、小出地区内で現在優先的に実施している路線があるため、事業の進捗は図られておりませんが、今後も、他の路線の進捗状況を踏まえた上で早期事業実施に向け、関係部局と調整してまいります。</p> <p>③道路管理課への道路整備要望について</p> <p>市民の皆様からいただいたご要望に対しては、直営作業による応急措置や事業者への委託等により順次対応しているところではあるものの、年間において約1,300件のご要望をいただいていることから、その対応についてはお待ちいただいている事も多くありました。</p> <p>その改善策として、令和7年度は、直営作業で対応していた草刈作業の一部について、効率化と迅速な対応に向けて事業者へ委託するための予算措置を行い、事業者へ委託することで、直営作業と並行した要望等への対応を実施しているところです。</p> <p>今後につきましては、草刈りや伐採作業の委託拡充等について検討し、市民の皆様からのご要望にできるだけ速やかに対応できるよう努めてまいります。</p>
1-5	

## 令和7年度 小出地区市民集会回答書

	茅ヶ崎市道路整備プログラム
1-6	<p>【回答】（道路建設課）</p> <p>下寺尾芹沢線（下芹1）区間については、令和5年3月に改訂した「茅ヶ崎市道路整備プログラム」の第1期整備区間に位置付け、神奈川県が実施している行谷遊水地事業と連携し、事業を実施しております。</p> <p>現在は、昨年度から実施している測量業務や設計業務に着手しており、完成時期等明確にお答えすることはできませんが、令和12年度に完成が予定されている県の遊水地事業の進捗に合わせて市の道路整備事業を進めていけるよう関係部局と調整してまいります。</p>

## 令和7年度 小出地区市民集会回答書

	資材置場建設時の規制に関する条例
2-1	<p>【回答】（開発審査課・建築指導課）</p> <p>現地確認を行ったところ、ご指摘の箇所は、交差点の両側に大きなすみ切りが設けられており、歩行者の通行や北側の道路から南側の小出中央通りに出る際の、見通しの確保に対して一定の配慮がされております。また、緊急車両の通行については、消防の関連部局に確認をしたところ、通行や活動に支障ないとの見解は確認しております。ご要望のあったセットバックに関する市独自の条例につきましては、法令の趣旨や他の権利関係との調整をふまえると、直ちに制定することは困難な状況です。しかしながら、安全や防災の観点から現地の動向については、関係各課と連携しながら土地所有者及び土地使用者に対して、ご協力ををお願いしてまいります。</p>
	資材置場等への行政指導、監督について、実態調査の進捗状況について
2-2	<p>【回答】（開発審査課・環境保全課・安全対策課）</p> <p>資材置場の実態調査については、まず地域全体の資材置場の分布を把握するために、現在、航空写真等により机上調査を行っております。今後、机上調査の結果を元に、調査対象を決めて現地調査を行っていく予定です。また、ご質問やご要望をいただいた箇所につきましては、現地を確認しました。その中で、お会いできた土地使用者に対しては、現状の聞き取りと改善のお願いを行いました。引き続き、現状の把握に努め、第三者の安全や環境への配慮で問題点がある場合は、現行の法令に基づき、関係各課と連携して対応を行ってまいります。</p> <p>また、騒音など環境に関する問題で、市外の事業者である場合は、事業所が所在する自治体と情報共有、連携を図り適切に指導してまいります。</p> <p>交通規制につきましては、管轄となります茅ヶ崎警察署に情報提供させていただくとともに、パトロールや取締りなどの交通対策について検討いただくよう依頼してまいります。</p>

## 令和7年度 小出地区市民集会回答書

	<p>不法投棄防止策としての防災無線活用</p> <p>【回答】（環境事業センター） 小出地区における不法投棄防止対策は、みどり多い地域の景観や地域の皆様の住環境を良好に保つために、重点的に取り組む必要性があると認識しております。 これまで行ってきた毎日のパトロールや、看板設置、カメラ設置、SNSを活用した情報発信などに加え、環境保全部会を中心とした地域の皆さんとともに協力し、効果的な手段を模索しながら不法投棄防止対策に努めてまいります。 また、不法投棄防止強化月間を設け、メリハリをつけるなどの工夫もしながら引き続き取り組んでまいります。 なお、防災行政用無線の放送については、電波法及び茅ヶ崎市防災行政用無線局取り扱い要綱第2条で放送の種類が定められております。この度ご提案の不法投棄防止への協力呼びかけについては、現時点の運用では防災行政用無線の活用は難しいと考えておりますが、放送内容については府内外から様々にご意見をいただいているところであります。現在近隣市町の状況の調査等も行いながら、運用について整理しているところとなっております。</p>
3-1	<p>防災用行政無線が聞こえない地域について</p> <p>【回答】（防災対策課） 防災行政用無線が聞こえない地域への難聴地域対策については、大きくソフト面、ハード面での対策があると考えております。 ①メール配信サービスやLINEなど、無線以外の手段の活用促進などソフト面での対策 ②子局の新設、簡易放送設備の設置などハード面での対策  F地区の難聴地域対策については、これまでの議論の中で、主に以下のご意見をいただいているところです。 ・子局の新規増設 ・藤沢市の防災無線の支柱に茅ヶ崎市のスピーカーをつければいいか ・防災ラジオの金額を下げるか  まず、子局の新設については、1基あたり約2,000万円の費用負担が必要となることから、本市の財政状況等をふまえ、新規増設の考えはないことをお伝えさせていただいております。 次に、藤沢市の防災無線の支柱に茅ヶ崎市のスピーカーを設置する件については、藤沢市と協議し、支柱の強度の問題がクリアできたとしても、災対法に基づき各首長が各自の市民に避難指示等を行うことを考えると機器を共有することで複数市の情報が混在することは望ましくない。情報が錯綜しミスリードにつながる危険性があることから機器等の共有は困難であるとの回答があり、実現が難しい旨をお伝えさせていただいております。 防災ラジオの金額を優先的に下げるかについては、既に購入済の方との兼ね合いや受益者負担の関係から、やはり実現が難しいことをお伝えさせていただいているところです。  市側からは、LINEやメール配信サービスの活用促進のための出張講座の実施等を提案させていただきましたが、話がまとまらずに現在に至っている状況でございます。また、九州電力管内で実証実験が行われていた既存の電柱を活用した簡易な放送設備の設置や、高出力スピーカーへの交換等の検討を併せて進めてきましたが、費用面や早期の実現可能性等、多くの課題があり、地域への提案には至っていない状況でございます。 そうした状況ではありますが、本市の難聴対策としては、LINEやメール配信サービス、防災ラジオ等、防災行政用無線以外の手段の普及、啓発によるソフト面の対策、高出力のスピーカーへの交換等によるハード面の対策を併せて進めていくことを考えております。 ハード面の対策について、現時点での具体的な対策としては、地域側との調整が前提となります。ある程度本市が主導して行うことができ、技術面や費用面、その効果に一定の目途がついてきたことから、スピーカーを高出力の物に交換することを1つの対策として考えているところです。 F地区につきましては、西羽根沢公園の子局に4つ付いているスピーカーのうちの1つを高出力のスピーカーに修繕して状況を改善していきたいと考えております。 今年度中に実現させていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。</p>
3-2	

## 令和7年度 小出地区市民集会回答書

	4-1	<p>【回答】（資源循環課） 一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法において、市町村が適正な処理を行うこととされており、ビン・缶・ペットボトル等の容器包装類については、容器包装リサイクル法において、市町村が分別収集を行うことが定められています。独自に適正なりサイクルルートを整備し、ビン、缶、ペットボトル等、回収にご協力いただいている小売店等もありますが、適正なりサイクルルートで回収ができないもの等の分別収集については、市が主体的に実施しなければならないと考えています。 なお、排出時に大きな音が出てしまうことにつきましては、地域の皆さんと相談しながら対応について考えていきたいと考えています。</p>
	4-2	<p>【回答】（青少年課） 小出青少年広場については、青少年の健全な育成を図ることを目的に地権者のご厚意により、市が無償でお借りして設置している市内14か所の青少年広場の一つとして、昭和49年から地域の皆さんに親しんでいただいている施設となります。 施設管理の状況については、滑り台を経年劣化のため令和3年度に撤去、2連ブランコを令和6年度の点検で確認された継手金具の開きや本体のぐらつき・歪みの劣化進行により修繕困難となり、利用者の安全確保を最優先するため、令和7年7月に撤去したところです。 青少年広場の遊具については、広場開設時等に設置してきたところですが、借地契約にあたり2年から4年の期間を定めていること、契約期間満了時に原状回復返還が義務づけられていることから、平成11年度以降、撤去後の新設を行っておりません。代替案として契約期間満了に伴う青少年広場の廃止に際して、既存遊具の状況を確認の上、他の青少年広場への移設による有効活用を図っているところです。 また、樹木につきましても、遊具と同様の理由に加えて成長することによる継続的な維持管理が生じることから、借用時の状況を原則として新たな植樹は行わないこととしています。 引き続き、地権者をはじめとした地域の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、青少年広場の健全育成に資する青少年広場を目指してまいります。</p>
	4-3	<p>【回答】（都市政策課） 現在使用している車両は、運用開始11年、走行距離約35万kmを超え、不具合もみられるようになってきたことから、新車両へ更新することについて、予約型乗合バスを運行している神奈中タクシー株式会社と協議を進めております。 新車両は、乗り降りのしやすさを考慮し、低床タイプでステップや手すりを装備すると共に、北部一帯をきめ細かにカバーできるコンパクトな車体とすることを前提に検討しております。 現在、各車両メーカーは新規車両の注文受付を一時停止しておりますが、受付が再開され次第すみやかに注文できるよう進めているところです。</p>
	4-4	<p>【回答】（総合政策課・市民自治推進課）  <b>●ライフタウンの市境について</b> 本市と藤沢市は市境変更について、継続的に協議しておりますが、両市の主張に隔たりがあることから膠着状態が続いていることから、今のところ解決の見通しが立っていません。 この状況を踏まえて、公共施設の利用などに関して地域住民の日常生活に不便をできるだけかけないよう措置するため、両市が調整を重ねています。その結果として、湘南ライフタウン堤地区にお住まいの茅ヶ崎市民は、行政協力により、藤沢市の公共施設を利用する事が可能となっています。 本市としては、これまでと同様に当初の市境予定線に立ち戻った市境変更を基本として協議してまいります。また、藤沢市との協議を継続するとともに、特に堤地区にお住まいの市民の皆様に市境問題が原因となった日常生活上の不都合や不具合が生じる場合には、藤沢市とも連携してその解消に向けて取り組むよう引き続き調整してまいります。  <b>●自治会</b> 自治会につきましては、地域活動の土台となるコミュニティであることから、市内の全ての地域において自治会が設立され、そこに住む方が自治会に関わることが望ましい姿と認識しております。 自治会の空白地を市が把握した場合には、まずは近隣自治会へご連絡し、どの自治会区域とするのかなど調整をしております。そして、所属自治会が確定した場合には加入案内チラシを、どの自治会にも属さない場合には自治会設立に関する案内チラシを配布しております。 そこに住む皆さんが協力してまちづくりを推進していくよう、引き続き自治会加入促進や自治会の立ち上げに関する支援を実施してまいります。</p>

## 令和7年度 小出地区市民集会回答書

	<p>スリーハンドレッドゴルフ場からの越境樹木について</p> <p>【回答】（道路管理課） スリーハンドレッドゴルフ場の北側道路部分及び西側部分について、9月19日に現地を確認したところ、樹木の剪定等が実施されている状況でした。今後も引き続き、道路への樹木の越境等が見受けられる場合には、道路空間への越境対応に加え、樹木からの落ち葉により転倒の危険性が生じていることを踏まえた樹木管理にご協力いただけよう、お願いしてまいります。</p>
4-5	<p>実施計画、都市計画での小出地区に対する計画</p> <p>【回答】（総合政策課・都市計画課） ●小出地区に対して具体的な計画 現在策定中の実施計画2030は、ご意見にもありますとおり多岐に渡る政策分野全体を捉えて、令和8年度からの5年間の施策の方向性や主な取組を定める計画です。多くの取組は、小出地区に限らず市域全体の市民の皆さんに裨益するものになると考えておりますが、一方で一定の地域と関係が深い取組もあるとも考えております。 実施計画2030は、現在策定中ですので、現時点で具体的な事業を確定しておりませんが、様々な背景をお持ちの市民の皆さんから様々なご意見をお聞きしておりますので、それらも捉えながら総合的に検討を進め、事業を編成してまいります。</p>
4-6	<p>●みどり豊かな自然環境地域の位置づけに伴う総合計画・実施計画での計画 市内の各地域は、それぞれの特性や課題を持っており、それらを踏まえた取組が必要と考えております。 小出地域がある北部丘陵地域は、山林や農地など自然的土地区域が多い地域であり、豊かなみどりの保全は重要な視点であると考えております。市では、これまで、清水谷を特別緑地保全地区に指定し保全を図るなど、みどりの自然環境を将来に継続していくための取組や農地を維持するための農業振興の取組を進めてまいりました。 実施計画2030においても、これまで実施してきた取組を検証しながら、引き続き必要な取組を進めてまいります。</p> <p>●まちぢから協議会等での意見聴取 実施計画に位置付ける取組は、各地域で行われている意見交換会でのご意見や普段市民の皆さんと接する中でお聞きするご意見など様々なご意見を踏まえて検討を進めているところです。 そのうえで、実施計画2030の策定にあたっては、普段ご意見を伺う機会の少ない市民の皆さんも含めて広くご意見をお聞きするための機会を設定いたしました。実施計画の策定にあたっては、これまで意見交換会という形式を取ってまいりましたが、参加する市民の皆さまの負担が大きいとのご意見も伺っており、今回は、意見交換会のほかに、オープンハウスといったプッシュ型アプローチを小出地区にある里山公園など市内8か所で実施いたしました。 今後は、いただいたご意見を庁内で共有しながら、実施計画の策定や今度の事業検討に生かしてまいります。</p> <p>●都市計画 都市計画に関するご質問は「茅ヶ崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「整開保」と記します）」に関するものと理解します。 この「整開保」は、神奈川県が決定権限を持つ都市計画であり、県作成の基準やマニュアルに沿って市と県が連絡調整を実施して、基本的な都市計画の方針を記述したものです。 引用されている部分は、県が設定した本市域が含まれる湘南都市圏域を対象にして、県が記述した方針になります。したがって、「環境共生」、「海と山の魅力を融合させる土地利用」、「土地利用の整序誘導等」などの内容は、湘南都市圏域の構成市町の全てに当てはまるになりますが、特定の場所に具体的な位置付けまでを行うものではありません。小出地区の将来における都市計画については県の考え方や他市町の動向を見定めながら、その適用可能性を模索してまいりたいと考えております。 なお、手続き中の「整開保」は、8月下旬に県の都市計画審議会で審議済みとなり、最終的な告示に向けて県が法手続きを進めているところです。</p>

## 令和7年度 小出地区市民集会回答書

	みどり豊かな自然の小出に対しての財政投資
4-7	<p>【回答】（景観みどり課） みどり豊かな自然の小出地区には、清水谷特別緑地保全地区や市民の森等があります。小出地区をはじめ、市北部の森林の多くは人が手を入れて管理してきた里山であるため、継続的な手入れを行うことで、その環境が保たれ、人にも生き物にも暮らしやすい状態になります。</p> <p>令和7年度におきましては、清水谷の重点保全業務や市民の森の維持保全等、みどりに関する事業に総額約3800万円の予算を計上しております。</p> <p>事業内容としては、令和5年度から継続して行っている清水谷の重点保全業務委託として、間伐等による林床を確保する機能維持増進や、市民の森の維持保全業務としての枯損木伐採等を予定しております。</p> <p>引き続き、みどりの維持保全について、ご理解、ご協力ををお願いいたします。</p>
	将来に向けての財政状況、高齢化対策等全体像について
4-8	<p>【回答】（総合政策課・財政課）</p> <p>①将来に向けた財政 地方部をはじめ全国各地域で、人口減少が進んでおりますが、本市も令和6年1月以降、人口が緩やかに減少しており、人口減少期に入ったと考えております。人口減少やそれに伴う高齢化の進展により、社会保障に関する経費の増加や市税収入の減少が見込まれます。</p> <p>このような状況においては、将来の財政状況を見据えた政策展開が必要であり、そのためには、これまで継続してきた取組をしっかりと検証し、時代に合わせ、取組を取捨選択していくことが重要と考えております。特に近年では様々な課題が顕在化していることから、取組の継続を前提とせずに、変化する課題に対応し、将来を見据えた持続可能な市政運営を進めてまいります。</p> <p>②高齢化対策 高齢化対策としては、抑制策と対応策の両面で進めていく必要があります。</p> <p>抑制策としては、生産年齢人口や年少人口の増加に向けた取組が考えられ、これまで子育て施策の充実やシティープロモーションなど実施してきております。これまでの取組もあり、子育て層の転入増加といった効果が出ている所ですが、日本全体で少子化が進む中では、転入促進といった社会増に頼るのではなく、国などと連携しながら人口の自然増を図っていく必要があると考えております。</p> <p>一方で、この先も高齢化の進行が想定される中では、対応策を進めていく必要があります。まずは高齢者の皆さまが健康に過ごしていただく、また様々な活動を通して、できるだけ社会を支える側でいたいこと、また、健康を害された、介護が必要な高齢者にしっかりとサービスを届けることが重要と考えております。健康長寿の実現に向けては、これまで力を入れてきており、効果が出ておりますので、今後も継続して取り組んでまいります。また、介護サービスの分野では人手不足といった人口減少に伴う課題に対して国などと連携しながら取り組んでまいります。</p>
	チャットボットサービスの停止について
4-10	<p>【回答】（デジタル推進課） 本市では、コロナ禍での「非対面・非来庁型行政サービスの提供（感染症対策としての来庁者低減）」を目的に、AIチャットボットサービスを導入いたしました。</p> <p>しかしながら、導入した製品は当時では主流であった「あらかじめ用意した質問に回答する」タイプのものであったことから、市民の皆様からの多種多様なご質問・ご意見等に対し的確な回答を行うことが難しい課題を抱えておりました。</p> <p>また、質問に対する回答を作成する際にも、1つの質問に複数の担当課が関わっているなど、質問・回答の内容確認に多大な時間を要することや、新規の質問を追加する場合に、別途費用が発生し、柔軟性にやや欠けるといった事象が発生しておりました。</p> <p>こうしたことから、費用対効果等、総合的に判断し、令和6年度をもって当該サービスを終了することといたしました。</p> <p>現在は回答自体をAIが生成する製品が出ていていることは認識しており、「最新の」「知りたい情報」を常に取得できるよう、効果的な情報発信について、ユーザーインターフェース等も踏まえながら検討しております。</p>

## 令和7年度 小出地区市民集会回答書

5-1	<p>市民集会の進行を行政がすべき</p> <p>【回答】（市民自治推進課） 市民集会は地域の皆さんのが集い、地域が抱える課題や地域の将来像などについて、地域住民同士、もしくは地域と市で意見交換をする場として、地域主催で開催していただいております。 そのため、扱うテーマの検討、地域住民からいただいた意見の精査、そして当日の運営等、そのすべてを地域の皆さんに担っていただいており、地域に住む皆さんの、顔の見える関係づくりや、地域特有の課題の共有、地域力の向上につながる取り組みとなっております。 市といたしましては、皆さんのが聞くことができる大変貴重な機会であるため、関係職員が出席し、意見交換をさせていただいておりますが、本事業の趣旨からも、引き続き地域での運営をお願いしたいと考えております。</p>
-----	--